

令和4年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第5回 理事会議事録抄本

招集年月日 令和5年3月 3日(金)
開催日時 令和5年3月28日(火) 午前10時00分から午前10時55分まで
開催場所 神栖市保健・福社会館 2階 研修室
出席理事名 石田 進、篠塚洋一、狭山利和、鈴木伸洋、五十嵐清美、卯月秀一、信太俊浩、
花田三男、中嶋正子、千葉千恵子、須之内正昭、西川寧人、山岸紳一郎、野村みさ子
欠席理事名 小島真知子、池田治和、山川慎太郎、高安桂一
出席監事名 森本政一

理事総数18名中14名の出席により、定款第30条に定める決議要件を充たし、理事会が成立していることを事務局から報告。石田進会長挨拶の後、定款第29条に基づき議長選任を行い、全員一致で、石田進会長を議長に選任した。

議 事

議案第1号 評議員選任・解任委員会委員の選任について

事務局(相良光浩センター長)から、評議員選任・解任委員のうち現在欠員の2名(監事1名、外部委員1名)について後任委員を選任したい旨が説明され、その後、質疑に入った。特に質疑はなく、審議の結果、議長を除く賛成13名、反対0名で以下のとおり選任した。評議員選任・解任委員は、森本政一(監事)、今郡利夫(外部委員)の2名を選任する。

議案第2号 令和5年度 神栖市社会福祉協議会事業計画(案)について

事務局(荒井真由美事務局次長)から、事業計画案の内容が説明され、その後、質疑に入った。(篠塚洋一副会長)

資料1「生活福祉資金特例貸付の貸付状況及び返済等について」を見ますと、「償還免除に至らないもの」とありますが、どういったことで免除にならなかったのですか。

(事務局:荒井真由美事務局次長)

償還免除に至らなかった方ですが、地元の社会福祉協議会を通じて償還免除申請をしても、前年に住民税が課税されている方は一定の財産があると茨城県社会福祉協議会がみなし免除決定はされません。それでも生活が苦しい方が集計されています。

以降の質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成13名、反対0名で原案のとおり決議した。

議案第3号 令和5年度 社会福祉事業区分 収支予算(案)について

議案第4号 令和5年度 公益事業区分 収支予算(案)について

議長から、内容の関連性をふまえ2件を一括で審議することが提案され、全会一致で賛同を得た後議長から議案第3号及び議案第4号の内容説明が求められた。

事務局(相良光浩センター長)から、令和5年度予算編成にあたり、市からの助成金、受託金については要望通りの助成が決定したこと、福祉活動基金現保有額8,800万円のうち100万円を処分する計画であることが説明された後、各拠点区分の予算概要が説明され、その後質疑に入った。

(須之内正昭理事)

予算案は令和4年度予算と令和5年度予算を比較する表になっていることが多いですが、令和4年度の実績を踏まえて、令和5年度の予算額が出るとは思います。まだ4年度が終了していないなかで、4年度の実績は把握してはいると思いますが、実績の数字は出てこないのですか。

(事務局：相良光浩センター長)

社会福祉協議会の予算は前年度予算との比較で作成すると規定されていますので、令和4年度の予算に対する令和5年度の予算案としてご審議頂くものです。なお令和4年度は、概ね当初予算の範囲で計画に沿った執行が来ています。細かい数字については、次回の理事会、決算報告の中で説明させていただきますが、特に令和4年度の当初予算を大きく変更するような事象は生じておりませんので、令和5年度の予算編成については、基本的には令和4年度の編成を踏襲した形で、そこへ新事業を追加した形で予算の編成が終了したところです。

(須之内正昭理事)

民間と違うので、4年度予算と5年度予算の「ズレ」の幅が少なくなっていますが、一般的に考えますと、実績とか結果を見て予算を組んでいくのですが、そこが違うんですね。

(事務局：相良光浩センター長)

はい。予算案はこのような形での提案となりますが、理事会では4カ月おきに収支状況を報告しております。今年度でいうと、9月の理事会の時には7月末の収支状況を、1月の理事会では11月末までの収支状況を報告しました。直近の収支状況を併せて報告できれば分かりやすかったのですが、今回は予算案の審議であり、当初予算と比較した形のみでの提案と致しました。

(西川寧人理事)

受託事業で重点事業でもある「特例貸付フォローアップ事業」は予算額22,169,000円とありますが、予算編成の前提について説明してください。

(事務局：相良光浩センター長)

特例貸付フォローアップ事業は、これまでの特例貸付の実績に応じて国が予算を用意し、その予算が都道府県に下りて、都道府県から都道府県社協、茨城でいうと茨城県社会福祉協議会が、県内の各市町村の貸付実績に応じて、対応件数が多かった市町村社協にはそれに見合った金額が受託金として配分され、神栖市社会福祉協議会はこの金額となりました。神栖では案件数でいうと2千数百件弱のフォローアップのために、相談員の配置や相談員が動くための資機材、賃借料などを大きな支出項目として今回編成をしたところです。

以降の質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成13名、反対0名で原案のとおり決議した。

議案第5号 事務局職員就業規則の一部改正(案)について

事務局(相良光浩センター長)から、神栖市職員の定年年齢が段階的に引き上げられることに伴い、本会正職員の定年年齢を市に準じ現在の60歳から65歳まで段階的に引き上げる内容の改正案であることが説明され、その後、質疑に入った。

特に質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成13名、反対0名で原案のとおり決議した。

議案第6号 令和4年度第3回評議員会の招集について

事務局(相良光浩センター長)から、定款第14条に基づき、第3回評議員会の日時及び内容について理事会の決議を求める旨が説明され、その後、質疑に入った。

特に質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成13名、反対0名で以下のとおり決議した。

1. 会議名称 令和4年度第3回評議員会
2. 開催日時 令和5年3月28日(火)午後2時開会
3. 開催場所 神栖市保健・福祉会館

4. 議事案件 議案第1号 令和5年度神栖市社会福祉協議会事業計画(案)
議案第2号 令和5年度社会福祉事業区分収支予算(案)
議案第3号 令和5年度公益事業区分収支予算(案)
5. 招集予定 評議員31名

報告第1号 ことばと発達の相談室実施要項について

事務局（荒井真由美事務局次長）から、平成元年に自主事業として開始した本事業について、神栖市が類似の事業を公制度として創設し、現在は本会事業との併用率が9割に達したため今後は全て公制度に移行すべく市と協議を進めてきたこと。その結果、本会事業対象者のうち未就学児は令和5年度から市に引き継ぐことが決定したが、学齢児童については市が公制度移行に向け準備を進めるので令和5年度末まで本会に事業を継続してほしいと要請されたため、対象者を学齢児童に絞り1年間の事業継続を決定し、現行内容を変更し対象者を明確にした要項を制定した旨が説明された。さらに、今後も市関係各課と協議を進め、全ての利用者が不利益を被ること無く公制度への円滑な移行が果たせるよう努めていくことが報告され、その後質疑に入った。

（石田進会長）

今、公制度への完全移行に向け市と協議を進めているということです。最後に説明がありましたけれども、今までの利用者が不利益を被ることが無いようしっかりと移行をお願いしたいと思います。心配な人は必ずいますから、よろしくをお願いします。

以降の質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され、本件は報告済みとした。

報告第2号 災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルの一部改訂について

事務局（相良光浩センター長）から、今回は3回目の改訂となり、具体的な改訂箇所は、令和3年度に改訂された神栖市地域防災計画に準拠させるとともに、コロナも含めた感染症対策や、オンライン会議等ICT技術の導入を盛り込んだこと。また改訂内容については市の防災安全課、社会福祉課にそれぞれ確認を終えていることが報告され、その後質疑に入った。

（西川寧人理事）

災害ボランティアセンターは、どの地域も社会福祉協議会が担っているのですか。

（事務局：相良光浩センター長）

基本的には行政の災害対策本部と社会福祉協議会が協議して立ち上げが判断されると思いますが、各市町村の行政と社協の関係によって独自に設定されていると思います。神栖の場合ですと、市の地域防災計画に「センターを立ち上げる場合」、「立ち上げる場所の候補地」等が全て定められていますので、それに基づく社協の動きをマニュアルに明確化しております。なお、社協が立ち上げた後の運営の仕方については、基本的には全国どこでも、班の作り方やボランティアの受付方法など、共通して作られている部分が多くありますので、我々が他市町村の災害ボランティアセンター支援で派遣された時でも、現地ですぐ実務に入れるという面があります。

（五十嵐清美理事）

全ての作業を紙ベースで処理するようになっているんですが、これだと例えばボランティアの数がトータルで何人、20代何人、30代何人という集計を出すのが大変な作業になると思います。もっと現代的にIT等を利用したものはないのですか。

（事務局：相良光浩センター長）

ご指摘の通り、3年前の九州や、一昨年 of 静岡県熱海市では、既にICT技術の一部導入したセンター運営がされております。特にボランティアの事前登録や当日の受付、被災者から寄せられるニーズの処理の仕方に関しては、パソコンでデータベース化し、離れたスタッフとも共有できる仕組みが作られつつあります。こういった全国的な流れを受け茨城県でも茨城県社協が中心になって

ICT技術による災害ボランティアセンター運営システムが作られています。ただし茨城県版のシステムはまだ実際の現場で活用されておらず、神栖のマニュアルに組み込む前に、茨城県版のシステムを十分に検証する期間を設け、その結果を踏まえて必要な部分を盛り込んでいこうと考えており、ICT技術のマニュアルへの反映については事務局内にプロジェクトを作り引き続き検討作業をしていきたいと考えております。

(須之内正昭理事)

今この時に地震が起きた場合、このマニュアルではどういう動きをとることになりますか。いつも民生委員の会議の最中に地震が起きたらどういう風になるのかとってしまうので、どういう考え方が教えてほしい。

(事務局：橘田勝事務局長)

基本的には市の災害対策本部の傘下に入るという考え方です。東日本大震災時もそうだったので、社会福祉協議会が主体的に災害対策本部を超えて災害ボランティアセンターを立ち上げることはありません。市から「こういう範囲の内容の活動をボランティアの皆さんに協力してもらいたい」、「ここを担ってもらいたい」という指令を受けた後で社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを立ち上げます。東日本大震災の時には3月11日以降2か月間で市内のボランティア100名の協力を得て、400件の生活水のお届けということを対応させていただきました。

(須之内正昭理事)

今起きた時にはどういう連絡方法になりますか。このマニュアルにある職員の配置図は社会福祉協議会の職員ですよね。市役所全体の中ではどう動きますか。

(石田進会長)

今回のマニュアルは、社協が運営する災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルですが、市の対応をお伝えします。災害対策本部は災害の状況によって市長が本部長になる災害と部長で対応ができる災害に分けています。災害は須之内理事ご指摘の通りすぐ対処が必要なものもあれば、台風や高潮のようにある程度予見、予報が得られるものと2つありますが、やはり一番心配なのは急な大地震が起こった場合で、大きな地震が来たとき、市長は、対策本部を立ち上げてそれぞれの部にまず確認をさせます。状況確認をしてその後なるべく早く、必要に応じて、たとえば自衛隊の派遣要請など、ひとつひとつ市長から指示を出してまいります。詳細は市の地域防災計画で確認できますので後でご覧ください。

以降の質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され、本件は報告済みとした。

上記の記録が正確であることを証明するため記名押印する。

監事 森本政一  令和5年5月12日署名

理事(会長) 石田進  令和5年5月11日署名